



「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」 10月31日、経営側より修正提案を受ける！

【賃金の見直し】

(1) ≪業務手当（基本）≫一般社員

区分	内容		支給月額
鉄道オペレーション	①勤務の特性	作業ダイヤによる勤務に従事する社員	5,000円
		定例的に深夜帯に勤務する社員	10,000円
	②運転取扱業務	運転取扱業務に従事する社員	10,000円
企画戦略	事業運営・職場のサポートを担う社員		15,000円
	グループ全体の成長戦略の策定、事業のマネジメントを担う社員		25,000円
フロンティア	イノベーションの実現に向け、専門的な技術領域で研究開発等を担う社員（フロンティアスタッフ）		25,000円
出向業務	出向先での業務を担う社員		20,000円

→ 全社員一律 15,000円（月額）へ修正提案

※医療社員の業務手当（基本）も同様に全社員一律 15,000円へ修正提案

≪業務手当（指定）≫一般社員

区分	内容	支給月額
職場・業務管理	主幹職社員のうち特に指定した社員	5,000円
資格による選任業務	特定の資格を有し、法令上選任や届出が必要な業務に就く社員	5,000円
イノベーティブスタッフ	職場における融合と連携の推進役等に指定した社員	5,000円
安全エキスパート	安全エキスパートのうち、特に職場での安全推進を担う役割を指定した社員	50,00円

下記のとおりに修正提案

区分	内容	支給月額
職場・業務管理	主幹職社員のうち特に指定した社員	10,000円
イノベーティブスタッフ	職場における融合と連携の推進役等に指定した社員	
安全エキスパート	安全エキスパートとして、職場での安全推進の業務を担う社員	
フロンティアスタッフ	イノベーションの実現に向け、専門的な技術領域で研究開発等の業務を担う社員	
機密の事務取扱い	機密の事務を取り扱う者のうち特に指定された社員	5,000円
特定の資格等を要する業務	運転取扱いなど、特定の資格等を要する業務を担う社員	
出向業務	出向先において多様な業務を担う社員	

※医療社員の業務手当（指定）も修正提案

(2) «通勤手当»

通勤手当の支給対象となる社員の住居等から勤務箇所までの距離の要件が

2km以上 ⇒ 1km超に見直しの修正提案

(3) «日直・宿直手当»

1回あたりの支給額を修正提案

○薬剤師の業務を行う者 (5月提案) 9,000円 ⇒ 10,000円

○その他の社員 (5月提案) 8,000円 ⇒ 9,000円

(4) «年末年始手当»

年末年始手当を超過勤務手当と併給する
ことを修正提案

(5) «子ども手当»

扶養する子の範囲に注意書き(修正提案)

「『扶養する子』のうち16歳未満の子については、所得税法に定める
扶養控除の要件に準じて取り扱う」を追加

(6) «遠距離異動手当»

支給要件の「転勤の発令を受けた社員のうち…」

⇒ 「転勤の発令等を受けた社員のうち…」に修正提案

○事業本部等において、業務内容の変更により支給要件を満たした場合
にも遠距離異動手当を支給(修正)

○転勤の発令等に伴い新たに住居等手当「別居額」の支給対象となる
社員については、現勤務箇所から新勤務箇所までの距離が100km未満
の場合でも遠距離異動手当を支給(修正)